

嘉永五年（一八五二年）三月 寄託文書一九六号
銀三十貫借用願い

解説 経済的窮状におちいつていた笠置寺は藩に三十貫（ほぼ三七五〇万円）の銀借用を願い出た。この願書には江戸時代末期、困窮していく笠置寺の様子が如実に記されている。

この借用願いに印を押した三院の住持は、別資料より判断して、多聞院は智観または真光、福寿院は南海、文殊院は法全である。南海はこの年の十二月から半年間国元の秋田へ帰る願いを出し、その三年後にも国元へ帰っている。法全は四年後修業のためとして関東へ向かい、多聞院住持は安政三年頃からその存在が明らかでなくなり、安政四年には「多聞院先住御取調之筋有之」と何か問題を起こしたようである。住持の腰は落ち着かず、この時期、実質的に笠置寺を支えていたのは村方の有力者であった。

本文書は書体、体裁、印の所在などからみて、原稿ではなく藩に提出した口上覚の正式控のようである。筆跡は南海のものである。

この資料の内容を箇条書きに簡単に述べると次の通りである。

- 一、当山は白鳳年中開基の歴史ある寺院である。
- 二、元和五年藤堂藩の支配下に入り藩主の帰依を受け、寛永年中に堂社御建立、寺領高十五石と山林境内の寄付を受けた。
- 三、その後延宝三年に山持の田畑並びに山林境内の取り決めが行われ、樹木や竹藪からの収入は年々壹貫弍三百目程になり、更に本堂付きの弥勒田や寺中持の田畑からも年貢上納後三石余が作徳米として寺の収入に加わっていた。
- 四、しかし寺領は奥山の谷田で地所も悪くて不作となることが多いうえ、僧侶には田畑山林の経営は不得手で、年々収入が減り、そのため藩から宝永年中に祈願祈禱料として年々銀十枚宛の支援を受けるにいたった。
- 五、享保年中に智足院、不動院が廃寺となり、両院の収入は残っていた三院に配分された。
- 六、このような藩の配慮にもかかわらず、その後も田畑の荒れは続き、天明年中には年貢上納米が六石余も不足するようになった。
- 七、別収入の立木竹藪等も枯れてきたので文化年中、茶蓬畑を取立、榲木等も少し植付、その費用も援助されたが、僧侶には手入も行届かないため収入の減少が止まらず、その上、文政の頃には住持は長く続かず、一年か二年で退院したり逐電したりする者が多くて山内は甚だ取締が行き届かぬ状況にあった。なかでも文殊院の先代住持秀栄は誠にもって不堅固で歎かわしい事であった（秀栄が無断で文殊院を退院したことを指すのか。資料一八五）。
- 八、天保六年（一八三五年）、これらの事情から寺中持高の田畑に一山付きの山、藪地も一緒に八十年間に期間を限定して、村方預りとなし、年貢も村方より上納することとなった。

九、藩主の手厚い支援にもかかわらず、世に名高い靈峰が段々零落していったのは恐れ入る次第であるが、只今の笠置寺の姿は下男一人も抱えられず、何分住持が独身の年寄りでもあり、寺の相続は困難であること慚愧にたえない。

また住職もただ当座の事ばかり考え、自分一身の勝手のみで行動し、山内は申すに及ばず、寺坊に至るまで等閑の致りにして自然と破損の所等多くなり山内は見苦しくなるに至り、その度に苦しい事情を述べ願ひあげるばかりである。

難義苦行であるが、何にとぞこの笠置寺が名高い靈山に相応わしく続いていくように致したく、寺中申合せの上、当村役人共相談しているが解決の上策は浮かばない。

十、そこで時節柄も顧りみず、恐れ入る次第であるが、銀子三十貫目、嘉永五年（一八五二年）より十年間、無利息にて借り入れた。借り入れた資金は、南北両笠置村村役人達が引請、両村有力者が一定割合で運用して十年後借入銀子三拾貫目を返済する。当山はその運用の利息で立ち行く様に致したい。

十一、以上のことは村役人達と相談の上でお願いする次第であつて、認めて頂ければ諸堂の修復も出来、住持は云うに及ばず村役人においても有難いことである。

と陳情している。

この中に元弘の役で焼失して以来永正年間までの二百年弱の間に堂社が四回再建されたと記すがこの根拠となる記録は不明である。

願ひ書は歴代住持に厳しく、名高い靈峰を預かりながら零落に陥し入れた責任を述べている。これは当代を含めて歴代にわたる笠置寺住持の自己批判の書でもある。

これによる資金運用の記録は残されていないので、願ひの通りに借入が実現したかは疑問である。

いずれにしてもこの願ひ書は資産の全てを失った笠置寺が無住になる直前に行った最後の努力であつたといえる。しかしこの訴えの数年後には笠置寺に安政大地震の更なる試練が待ちかまえていたのである。

原文（適宜改行して読みやすくした）
表紙

奉願上候口上覚
笠置寺

奉願上候口上覚
拙僧共当寺住職被仰付候以来、無滞寺務相続
仕居候義は全御上様之御威光故卜重畳難在
仕合ニ奉存候、元来当山開基之義ハ白鳳年中

天武天皇御狩山之砌、馬上ニおゐて依神徳冥助ニ、
当山江伽藍所御建立、則開山、託仏供養導師
南都元興寺道慈大和尚（注一）、其頃役之行者、於千手
窟ニ秘法修行之上、一石一字如法經書写、龍穴之辺ニ
奉納、其後天平年中良弁僧正大仏殿御建立之節、
当山江籠、依其祈徳ニ木津川上ヨリ託材木筏通之由、
又弘仁年中弘法大師密法修行之刻、則虚空蔵石面ニ
顯ル、自ラ其跡を刻、天平勝宝年中東大寺実忠大和尚、
正月堂御建立、又延喜年中、金峯山日蔵上人、山籠石上
座禪、当山鎮守社御建立、其外、勅願勅宣下御座候
而、巖重奇瑞之靈峯ニ御座候得共、段々中絶ニ相為候哉、
寿永元寅年、興福寺菩提院之御隠居、解脱上人
依勅願ニ当山中興被致候、其後、土御門院様、当庄
一円寺進退守護不令旨被成下、弥々繁昌罷在候所、
元亨年中、為兵火烧失、其後建武年中ヨリ永正年中（一三三四〜一五二二年）
迄、堂社四ヶ度、再建在之候様ト相見得候、然者元和五末年、
御領分ニ相成候上、名高靈峯ト被思召、格別之御
帰依ニ仍而寛永年中堂社御建立、其上寺領高拾五石、
并山林境内御寄付被成下置、御代々様御祈願所被
仰付、五ヶ寺ニ而御武運長久御祈願修行山内守護
仕居候、其頃は山林樹木竹藪等御座候而其余情も在
之、寺中相応ニ寺務相続罷在候、其後延宝三卯年、
一山持之田畑并山林境内御取究之御下知被成下、樹木
竹藪トヨリ年々尅貫式三百目程宛上り、其上本堂附
弥勒田并寺中持之田畑共、御年貢上納残り三石余も作
徳米在之候而至極打続出来候様、御仕法被成下置候
得共、何ニ分奥山谷田ニ而地処悪敷不作而已仕候哉、殊ニ
僧分ト申者は田畑山林杯之支配、甚不行届ニ御座候
故、年々宛米下ク、段々作徳米相減候処江、宝永年中
之頃、為御祈禱料、年々銀拾枚宛被下置候、又享保年
中智足院不動院共、故寺ニ相成候様ニ相見得候、右両院
配当之分、其頃ヨリ拝領仕候、左様御座候得者、寺徳僅ニ相成
随分融通ニモ可相成之処、其後通も年々宛米下ク、殊ニ
田畑荒地ニ相成候場処も在之、既ニ天明年中之頃、御年貢
上納米六石余も不足相立、其年之別而者、御宥免被
仰付候義も可有御座候得共、兎角寺領米ヨリ弁米仕居

候義は毎々御座候趣ニ相見申候、別而樹木少ク竹藪等も自然枯入根絶候様ニ相成、一向余情も無御座段御歎キ奉申上候処、文化年中、茶蓬畑御取立并櫛木等少々植付（注二）、右代銀御下ヶ被下候而往々は寺徳ニ相成候様、被成下置候処、兎角僧分杯は、手入行届不申、是迎も生長致兼、終ニ荒地ニ罷成候様ニ御座候、左候得者、前書ニ相見得候弁米等ニ而寺領米も甚減少仕、弥々難渋罷在候故、文政年中之頃は寺中江長ク住持職致居候僧分も無之、一忒ヶ年は相勤、退院又は逐電杯仕候者も在之、山内甚不取締之至ニ御座候、先文殊院秀栄、一分ニ而御祈祷御用并山内守護仕居候義も在之、誠以不堅固、歎ヶ敷事ニ奉存候（注三）、依之天保六末年、色々御歎奉申上、寺中持高之田畑江一山附之山藪地共相添、八拾年之間年限を以、村方預り為引請、右御年貢之義も、村方ヨリ御上納仕居候、依之寺領米并御助情銀外ニ、去西年（嘉永二年 一八四九年）無住御積立銀を以、御買附ヶ被成下置候御田地作徳米壹石余も在之候而右拝領仕居候當時は右之通ニ而御祈願修行、寺務相続仕居候条、難在仕合ニ奉存候、且又御先代高次様奉御始、御代々様由緒之靈峯御大切と被思召、深御帰依被成下、往古ヨリ寺山相応寺務相続相成候様ニ御仕法も御附被為下候得共、其時節ニも相抱（拘？）リ、段々零落仕、数度御苦柄筋奉願上候様ニ相見得候、深奉恐怖候、乍併御恩伺迄被仰付候一山寺（注四）ニ而名高靈峯ニハ御座候得共、只今之姿ニ而ハ下男老人相抱候義ニハ相成不申、託郷之見聞、甚見苦敷次第残念至極奉存候、誠ニ住持共も、格（おもむき）古跡靈峯ニ而幸臨没命ニ相及候ハ、沙門之冥加専心指処ニハ御座候得共、何ニ分独身ニ而老歳ニ相及候ハ、如何共相続難相成、誠ニ以不便之至ニ御座候、左候得は住職之仕候僧分も、只当座之事斗相考、自分一身之勝手而已仕、山内は不及申上、寺坊ニ至迄、等閑之致方自然破損処等多出来、山内見苦相成、其度御苦柄而已奉願上候様ニ罷成候間、拙僧共は如何様難義苦行仕候共、何卒名高靈山、相応ニ相続相成候様ニ仕法仕度、寺中申合之上、当村役人共ニ色々相談相懸候得共、當時は祠堂備ニ相成候一

山附之物一円無御座候得は、何を以、往々（つねづね）寺徳ニ相成候

仕法之手段工夫も無之候而心配而已致呉候義ニ御座候、

依之、御時節柄不顧、前後重畳恐入次第ニ奉存候

得共、古今之御厚恩、後代眼前之姿を相考、

恐歎不得止事奉願上候間、何卒是迄御引立之

当山衰微ニ相為候処、此度御再興被成下置^ト

被思召、銀子三拾貫目、当子年（嘉永五年、一八五二年）ヨリ来ル西年（一八六一年）迄、拾ケ

年之間、無利息^ニ而拜借被仰付被下置度奉願上

候、左候得者、右銀子之義^ハ、両笠置村役人共^エ引請、

両村有徳之仁、割合を以相頼、右拾ケ年、相備候^ハ、

元銀子三拾^メ目返上仕候、其余利足貞数^メ高限、是

又御上様^エ奉指上候而右銀子を以、往々当山行

立様^ニ御仕法御下知被成下候様仕度、右は村役人共^エ

相談相懸候上、御願奉申上候義^ニ御座候間、何卒

御賢考を以、願之趣御聞届^ケ被為成下候^ハ、

万端行届候様相成可申哉、左候時は御修覆も相減

候義乍恐奉存候、尤住持は不及申上、村役人共々^ニ至迄、

難在仕合^ニ可奉存候、以上

嘉永五年（一八五二年）子三月

笠置寺

多聞院^印

福寿院^印

文殊院^印

加判御奉行所

注一、その根拠となる文献は見あたらない。

注二、茶三千株、榊一千五百株を植栽、寄託文書一六〇号

注三、文殊院秀栄は老齢、病身のため多聞院へ住持辞任の意向を伝えそれにて一件落着と心得、柳生在中宮寺へ移り住んだが、笠置寺住持はその寺格から入退寺とも役所への願い出が必要で、且つ子院住持との兼務も認められていないため役所の叱責にあった。天保三年十月 寄託文書一八五号。一分とは一身の面目の意。

注四、藩主が上野城へ越国の際にはご機嫌伺いに参上したり、藩主葬儀を上野で行う際に参列したり、また藩主が笠置寺へ参詣するなど直接のお目見えの機会も多かった

嘉永五年（一八五二年）四月 寄託文書一九七号
銀三十貫借入について村方の保証書

解説 寄託文書一九六号の関連。銀子借入に際し、返済を請け合う旨の村役人文書。一九六号と同じく藩に出した正式文書の控えである。

- 一、僧侶では田畑山林等の支配が行届かず、寺中付きの田地は残らず山谷の田地のため、次第に地所が悪くなって寺徳米は減少、山林も追々伐り荒れ、寺中では支配出来なくなり、年貢米の負担が多く難渋するようになった。
- 二、近年より田畑山林は年限をもつて村方預りになり、村方より年貢を上納してきた。当時の笠置寺の寺徳米は一院三石六斗宛あり、この頃買付けた田からの収入一石余りを入れると一院宛て四石程の徳米になる。年々藩から援助銀も下されてきたが、住持も絶え勝ちで自然に寺内山内は破損箇所も多くなってきてお役所にも迷惑を掛けているのは恐れ入る次第である。
- 三、笠置寺は諸国に聞え、来山する人々も多い名高い霊山ではあるが、段々と零落、衰微してきて歎げかわしい限りである。寺を支える住職も目先のことや自分一身のことしか考えないので、山内は勿論、寺詣に至る迄、等閑にして衰微に追い打ちをかけている。
- 四、霊山でもあり今一段と寺の収入を増やし、手厚く続くことが出来ることを願っているが、既に一山附の物も全て無く、また村方も元来稼ぎ少なく、さらに近年は凶作続きで、諸掛かりも高く難渋している有様であり、重ね重ねご憐愍の筋を願い上げる次第で、救済賜れば有難き次第である。
- 五、良策もないので、時節柄ではあるが、笠置寺からお願い申し上げた通り、銀三十貫目、無利足で十年間、拝借方お願い上げするところである。
- 六、お貸し下された銀子は村役人達が引受、村内の相応の者へ貸し付け、期限に元銀を返済し、村方にて積み立てた利息も上様へ差し上げることとする。借り入れた銀子を以って、笠置寺が成り立つように致したいので宜しくお聞き届け願いたい。

宛先の賀来與兵衛は藤堂藩加判奉行である。

原文

乍恐奉願上候口上覚

南笠置村

役人共

此度笠置山三ヶ院ヨリ嘆願書を以御願被申上
候、一山往々寺務相続成立之義、尤当山は格別

之御帰依ニ仍而往古ヨリ寺務相続相成候様、段々御仕法も被為成下候故、御蔭ニ而相続罷在難有仕合ニ奉存候、然ルニ一山ヨリ被申上候通、何分僧徒之身分ニ而は田畑山林等之支配行届兼、尤寺中附之御田地は不残山谷之御田地故、段々地所も悪敷相成候故、寺徳米も相減、山林杯も追々伐荒、当時ニ而は寺中ニ而支配難出来様相成、御年貢米極多ク相掛リ候様相成、甚難渋之義ニ御座候ニ付、近年ヨリ田畑山林共、年限を以、村方預ニ相成、依而村方ヨリ御上納万端仕居候義ニ御座候、尤當時寺徳米と申は壹ヶ院ニ三石六斗宛御座候、尚又近年御買付ニ相成候田徳米壹石余、年々御座候、右を三ヶ院ニ割附、都合壹ヶ院ニ四石迄之徳米ニ御座候而尚年之御合力銀等被為下置漸々取続罷在候得共、実ニ独身之僧分ニ而も相続難相成姿ニ御座候故、自然と寺内并山内ニ破損所等多出来、毎々奉掛御苦勞奉恐入候義ニ御座候、尤遠国迄も相聞ニ往来之人々参詣も仕候程之名高キ靈山ニは御座候得共、段々零落衰微仕、相歎罷在候義ニ御座候、尤當時住職之僧分逆も右体之義ニ御座候得は、自分一身之相続而已ニ而山内は勿論、寺詣ニ至迄等閑之勤方ニ相成、猶更衰微仕候義、眼前之義ニ被相考、何卒靈山之義ニ付、往々今一段寺納相増、手厚ニ相続出来候様仕法仕度段、毎々相談も御座候得共、前書奉申上候通、一山附之物一円無御座、尚又村方も元来、過半稼而已ニ而相続罷在候村方ニ御座候処、近年は稼等も少ク、其上凶作打続、諸式高直ニ而一統難渋仕候ニ付、重々御憐愍筋奉願上、其時々之御救被為成下候、全御蔭ニ而相続仕難有仕合ニ奉存候、右体難渋之時節ニ御座候得は、何を以寺徳ニ相備、往々相続之仕法手段も無御座候ニ付、御時節柄趣多々御願ニ御座候得共、寺院方ヨリ御願被奉申上候通、御銀三拾貫目、無利足拾ヶ年之間、拝借之義奉願上度奉存候、格別之御憐愍を以、右願之趣、御聞濟被成下候ハ、御貸下ヶ之

銀子、村役人共引請村内相応之者へ慥ニ貸付、
尤年限相立候へ、元銀は返上仕、村方ニ積立候利
足銀も御上様ニ奉差上候間、右銀子を以、往々
当山相続ニ相成候様、御下知被成下度奉願上
候、右之趣

御聞届被成下候へ、住職之僧分は勿論

村方一統広大之御慈悲、難有可奉存候以上

嘉永五子年（一八五二年）四月

南笠置村年寄

庄右衛門^印

同村同断

丈助^印

同村同断

弥兵衛^印

同村同断

孫四郎^印

同村同断

庄七^印

同村町年寄

笠岡庄次郎^印

同村庄屋

中仁三郎^印

同村同断

大倉善十郎^印

賀来與兵衛様